

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第5号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

(1) 申請事業案件の要件

本事業の対象となる案件は、以下の要件全てを満たすものとする。

ア 補助により新たに設置する冷凍等装置は、冷媒としてフロン類（CFC、HCFC、HFC）を使用せず、アンモニア、二酸化炭素、水又は空気等の自然冷媒を使用したものであって、フロン類を使用したものより省エネルギー性能に優れた冷凍等装置であること。

イ 補助により新たに設置した冷凍等装置は、事業主体の責任の下で適切に維持管理され、京都議定書第一約束期間（2008年～2012年）における温室効果ガスの排出量削減に資するものであること。

ウ 新たに設置する冷凍等装置の導入に伴い、既存の冷凍等装置で冷媒としてフロン類を含むものを撤去する場合は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に、フロン類を適切に引き渡す（回収させる）こと。

エ 積算電力計を設置して電力使用量を記録するなどにより本事業の成果としての温室効果ガスの削減量を把握するとともに、省エネ自然冷媒冷凍等装置導入による事業者の取り組みを対外的にPRすること。さらに、本事業の効果等を踏まえ、同様の装置のさらなる導入を検討すること。

また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供すること。

(2) 補助対象経費

ア 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入費用と、これと同等の冷凍能力をもつフロン冷媒冷凍等装置（以下、「比較対象フロン冷媒冷凍等装置」という。）の導入費用の差額。

イ 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入に伴い、既存の冷凍装置を撤去し、廃棄する場合は、既存の冷凍装置の残存価額をアの差額に加算することができる。ただし、法定耐用年数の半分の期間を経過していることを条件とし、その残存価額については、法定耐用年数経過後は取得価格の10%、経過以前は減価償却費を差し引いた額とする。

(3) 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入効果の広報について

省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入効果の広報については、実施方法は任意とするが、例えば、次のような方法が考えられる。また、これに限らず、効果的な広報を行うこ

とが望ましい。

ア 自社のホームページや環境報告書への掲載

イ 新聞、雑誌等への掲載

ウ 冷凍等装置メーカーとタイアップした見学会等の実施

エ 寄稿、発表等

(4) 同様の装置の導入状況について

本事業は、省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入を促進するためのモデル事業であり、本事業をきっかけに、補助対象事業者において、同様の装置のさらなる導入について検討を行うことが望まれる。その検討状況を成果報告書に記載すること。

(5) 成果報告書の作成及び提出

補助対象事業者は、補助により新たに設置した冷凍等装置の稼働から半年後（第1次）及び1年後（第2次）に、成果報告書を、様式により作成し、これを地方環境事務所長に2通提出するものとする。同報告書には、CO₂削減効果、広報結果又は予定、同様の装置の導入状況又は予定について記載するものとする。

なお、CO₂削減効果が事業計画の際の数値を下回った場合は、その理由を考察し、改善策を同報告書に記載すること。

附則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。

様式（成果報告書の作成例）

地方環境事務所長 殿

補助対象事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成○年度省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業
成果報告書（第○次）

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業実施要領に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施事業所名
- 2 事業実施による CO2 削減効果について
（計画を下回った場合は、その理由及び改善策）
- 3 広報結果（又は予定）
- 4 同様の装置の導入状況（又は予定）
（同一事業者における他の事業所等への導入であっても良い。）

先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減設備補助事業実施要領

（目的）

第1条 この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環廃産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項、第29条第9項の規定に基づき、同条第1項第3号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目を定めることにより、事業の適正な遂行に資することを目的とする。

（排出削減対策の実施）

第2条 事業に係る補助事業者（以下「事業者」という。）は、事業により整備した設備を活用しつつ、平成25年度において対象工場・事業場からの排出削減対策を実施するものとする。

（排出量の検証に当たっての検証機関への協力）

第3条 事業者は、基準年度排出量及び平成25年度の対象事業場における二酸化炭素の排出量の検証を受けるに当たっては、検証を円滑に行うため、検証に必要な資料及び情報の提供等検証機関に協力しなければならない。

（その他の細則）

第4条 事業者は、要綱及びこの実施要領のほか、環境省が別途定める「A S S E T 実施ルール」（以下「実施ルール」という。）に従わなければならない。なお、排出量の算定・検証、排出枠の交付量、事業者が常時保有すべき排出枠の量等の詳細についても、実施ルールによるものとする。

附 則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。

温泉エネルギー活用加速化事業（うち温泉発電設備補助事業）実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第2号アに掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と温泉発電の自立的かつ速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）対象事業の要件

本事業では、温泉の熱を用いて発電を行う設備を整備する事業であり、以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

- i) その全部又は一部が浴用に供されている温泉の全部又は一部の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。
- ii) 温泉施設においては、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第15条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。
- iii) 利用する温泉は、平成24年4月1日時点において現にゆう出しているものであり、かつ、法第14条の2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。
- iv) 固定価格買取制度による売電を行わないものであること。
- v) 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスである代替フロンを用いる場合にあっては、十全の措置がとられていること。

（2）維持管理

導入した設備は、事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。

（3）温室効果ガス削減量の把握等

補助事業者は、事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

（4）事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、温室効果ガスの削減量及び波及効果等を毎年度取りまとめた事業報告書を様式第1により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

様式第1（温泉エネルギー活用加速化事業（うち温泉発電設備補助事業）の事業報告書の作成例）

平成○年度温泉エネルギー普及加速化事業（うち温泉発電設備補助事業）
の事業報告書

平成○年○月○日
事業者名
事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

○○○事業

2. 事業の概要

3. 事業の実績

【当該年度に実施した設備整備、改善点等について、その効果等も併せて記載する。また、発電電力量を記載する。】

4. 温室効果ガスの削減量

【当該年度における事業実施に伴う温室効果ガスの削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。】

5. 事業性の評価

【光熱水費削減量、費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。】

6. 今後の取組

【翌年度以降の取組予定について、設備設置周辺地域の意見も踏まえつつ、有望性や課題を含めて記載する。】

7. 事業による波及効果

【事業実施による同業他社等への波及効果や当該事業者における同様の設備導入に関する状況を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない】

【ページ番号を付す】

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。

温泉エネルギー活用加速化事業（うち温泉施設における温暖化対策事業）実施要領

第1 交付の対象となる事業の要件

温泉エネルギー活用加速化事業（うち温泉施設における温暖化対策事業）国庫補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第1項に規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

(1) 下表の左欄の対象設備の区分ごとに右欄の条件をいずれも満たすものであること。

対象設備	対象設備の条件
[1] ヒートポンプ	(ア) 温泉水を熱源とする設備であること。 (イ) 加熱能力が14キロワット以上であること。
[2] ボイラー等	(ア) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 (イ) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。
[3] コージェネレーション	(ア) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 (イ) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。

(2) 温泉施設は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第15条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。

(3) 利用する温泉は、平成24年4月1日時点において現に湧出しているものであり、かつ、法第14条の2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。

(4) 温泉施設における温暖化対策事業に係る設備が適正に管理されるよう、当該事業に係る管理・運営体制が整備されていること。

(5) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。

(6) 地球温暖化防止に資する効果が合理的に説明でき、かつ当該効果が十分高いものと判断できること。

(7) 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。

(8) 設備の設置場所（事業所等所在地）が確定していること。

(9) 当該事業の実施場所が自然公園内である場合は、自然公園内の風致景観上の支障がないよう十分に配慮するとともに、国立公園内の場合は、担当自然保護官事務所等、自然公園の担当部局に事前に相談していること。

(10) (1) [2]及び[3]の事業については以下の状況にあること。

ア) 補助事業終了までに鉱業法（昭和25年法律第289号）に基づく鉱業権を取得す

ることが確実に見込まれていること。

イ) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。

(11) (1) [3]の事業については、固定価格買取制度による売電を行わないものであること。

第2 交付の対象となる事業の範囲

設備の新設又は増設に係る事業とする。

第3 交付の対象となる設備の範囲

交付の対象となる設備の範囲は、次のとおりである。

(1) ヒートポンプ

ア 排湯槽

イ ヒートポンプ設備

ウ 源泉槽

エ 貯湯槽・蓄熱槽

オ 周辺機器（ヒートポンプ設備等（一次側補機類を含む。）に必要不可欠であるものに限る。）

カ 前各号の設備の設置に必要な電気、給水、給湯、冷温水等の設備（前各号の設備に必要不可欠であるものに限る。）

キ 前各号の設備に付随する基礎設備等

(2) ボイラー等

ア ガスセパレータ

イ ガス供給設備

ウ ボイラー等設備

エ 貯湯槽

オ 周辺機器（ボイラー等設備等に必要不可欠であるものに限る。）

カ 前各号の設備の設置に必要な電気、給水、給湯等の設備（前各号の設備に必要不可欠であるものに限る。）

キ 前各号の設備に付随する基礎設備等

(3) コージェネレーション

ア ガスセパレータ

イ ガス供給設備

ウ コージェネレーション設備

エ 貯湯槽

オ 周辺機器（コージェネレーション設備等に必要不可欠であるものに限る。）

カ 前各号の設備の設置に必要な電気、給水、排熱温水等の設備（前各号の設備に必要不可欠であるものに限る。）

キ 前各号の設備に付随する基礎設備等

第4 補助対象事業費の算定要領

1 工事費について

(1) 本工事費の区分

本工事費は、温泉熱の熱利用及び温泉付随ガスの利用のための設備の設置に係る工事費について算定すること。

(2) 工事費

ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであること。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

以上の考え方を基本とするが、費用等の算定については、メーカー見積もり等の証拠資料を適宜添付することにより行うことで差し支えないものとする。

2 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

第5 成果の報告

補助事業の実施により取得した設備について、以下により成果報告書を提出すること。

(1) 成果の報告事項

ア ヒートポンプ

(ア) 温泉又は排湯温泉の使用量

(イ) 稼働時間

(ウ) 供給熱量

- (エ) エネルギー消費量
 - (オ) 設備導入によるエネルギー消費削減量
 - (カ) 温泉施設のCO₂削減量
 - イ ボイラー等
 - (ア) 温泉に付随する可燃性天然ガスの使用量
 - (イ) 利用熱量
 - (ウ) エネルギー消費量
 - (エ) 設備導入によるエネルギー消費削減量
 - (オ) 温泉施設のCO₂削減量（CO₂相当量に換算した温泉に付随する可燃性天然ガスの放出削減量を含む。）
 - ウ コージェネレーション
 - (ア) 温泉に付随する可燃性天然ガスの使用量
 - (イ) 発電量
 - (ウ) 売電量
 - (エ) 排熱利用量
 - (オ) エネルギー消費量
 - (カ) 設備導入によるエネルギー消費削減量
 - (キ) 温泉施設のCO₂削減量（CO₂相当量に換算した温泉に付随する可燃性天然ガスの放出削減量を含む。）
- (2) 報告書の提出期間及び提出時期
- ア 成果の報告は、原則、設備の本格稼働後最低4年間とする。
 - 1年目：設備の運転開始から3月末まで
 - 2年目以降：4月1日から翌年3月末まで
 - イ 成果の報告は、月単位で集計したものを毎年5月末日までに提出すること。

附則

第1 この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。

第2 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（温泉施設における温暖化対策事業）実施要領（平成21年6月10日付け環自総発第090610005号）は、廃止する。ただし、平成22年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成24年4月5日）

この実施要領は、平成24年度以降に交付を決定する事業から適用し、平成23年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
マイカー規制による低炭素化促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第7号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、国立公園の利用における低炭素化の取り組みの強化を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

(1) 補助対象者の要件

ア 地域におけるマイカー規制を含む自動車利用適正化への取り組みを行う地域協議会（以下「地域協議会」という）の構成員又は地域協議会から推薦され自然環境局長の承認を得た者であること。

イ 要綱第4条第1項第7号（ア）の事業にあつては、マイカー規制区間において道路運送法第3条第1項に規定された一般旅客自動車運送事業を営業者その他環境大臣が認定した者であること。なお、認定の審査は、補助金の交付決定がなされたことをもって認定されたものとする。

(2) 補助対象車両及び設備

ア 要綱第4条第1項第7号（ア）で規定する「低炭素化となる車両」はハイブリッド自動車、CNG（天然ガス）自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、その他これに準ずるものとして環境大臣が認定した車両であること。

イ 要綱第4条第1項第7号（ア）で規定する「燃料供給設備」は天然ガス供給設備、水素充填設備、急速・普通充電設備をいう。

ウ 要綱第4条第1項第7号（イ）で規定する「充電設備」は急速・普通充電設備をいう。

(3) 地域協議会

①目的

自然公園内の各地域ごとに、地方自治体、交通業者等が参画し、マイカー規制を含む自動車利用適正化への取り組みを推進することを目的とする。

②要件

構成員として、都道府県、市町村、交通業者、駐車場事業者、環境省地方環境事務所、その他交通関係者が含まれていること。なお、既に類似の

協議会や団体等がある場合は、それを活用することは差し支えない。

③ 役割

- ア 構成員から当該補助金にかかる協議があった場合は、他事業者との調整を図った上で地域として自動車利用の低炭素化へ取り組む地域事業計画を策定し、要望書に添付の上、自然環境局長に提出を行うこと。
- イ 自然環境局長より補助対象地域内定通知書が通知された場合は、速やかに地域事業計画に記載された補助対象事業者へその旨通知し、要綱第6条に規定された交付申請書の提出を促すこと。
- ウ 協議会構成員以外の事業者から推薦依頼があった際は、内定された地域事業計画に適合する内容と確認された場合には、自然環境局長に様式3により推薦を行うこと。

(4) 補助対象地域の内定

地域協議会から自然環境局長あてに提出された要望書及び3年程度（3年以内とする）の地域事業計画（様式1-1、2）について、下記要件を満たすもののうち、二酸化炭素削減量の多い地域から補助対象地域の選定を行い、様式2により補助対象地域内定通知書を送付する。

- ア マイカー規制を実施、或いは3年以内に実施予定の地域であること。
ただし、要綱第4条第1項第7号（ア）における燃料供給設備又は要綱第4条第1項第7号（イ）における充電設備は、効率的な配備として認められるものであれば、地域外における整備も妨げない。
- イ 地域における自動車利用の低炭素化を促進するものであること。
- ウ 要綱第4条第1項第7号（ア）の車両導入事業を実施するものであること。ただし、既に低炭素化された車両が導入されている場合、その他自然環境局長が認定したものについては、この限りではない。
- エ 1地域あたり必要とされる補助金の額が、1年間あたり1,500万円以内であること。

(5) 交付の対象となる事業の要件

- ア (4)において内定された補助対象地域の事業であること。
- イ 新たに導入される車両は、導入前の車両より低炭素化が図られるものであり、かつマイカー規制区間の代替交通機関として利用されるものであること。なお、低炭素化に関わる装備以外の装備は補助対象とならない。
- ウ 燃料供給設備は、補助対象者又はマイカー規制区間における代替交通機関を運営する者により、主として使用されるものであること。
- エ 充電設備は、マイカー規制地域の乗り換え基地に整備され、広く一般の利用者に供用されるものであること。
- オ 燃料供給設備及び充電設備の整備用地の確保が適正になされている又はなされる予定があること。

(6) 補助の上限額

ア 1単位辺りの補助の上限額は、以下の通りとする。

タクシー（一般乗用旅客自動車事業） 150万円／1台

バス（タクシー以外の旅客自動車事業） 1,500万円／1台

燃料供給設備・充電設備 3,000万円／1式

イ 補助金の額については、予算の執行状況に応じて決定するものとする。

(7) 維持管理

導入した車両・設備は、事業主体の責任の下で適切な維持管理を講じること。

附 則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。

(様式 1 - 1)

平成 年 月 日

環境省自然環境局長 殿

住 所
地域協議会名称
代表者氏名 印

平成 年度マイカー規制による低炭素化促進事業費補助金交付要望書
(対象地域選定)

平成 年度マイカー規制による低炭素化促進事業費補助金の交付対象地域となるよう要望したいので下記の通り提出します。

記

1. 国立公園及び地域名

2. 補助対象事業 (該当事業に☑) 及び対象事業者

- 低炭素化になる車両の導入 (要綱第 4 条第 1 項第 7 号 (ア))
(事業者:)
- 燃料供給設備の整備 (要綱第 4 条第 1 項第 7 号 (ア))
(事業者:)
- 充電設備の整備 (要綱第 4 条第 1 項第 7 号 (イ))
(事業者:)

3. 総事業費 (概算)

4. 補助対象経費 (概算)

5. 国庫補助金相当額 (概算、ただし、1,500 万円以下であること。)

6. 事業内容及び事業計画の概要

※詳細の計画として様式 1 - 2 の地域事業計画書を添付すること。

(様式 1 - 2)

マイカー規制による低炭素化促進事業にかかる地域事業計画

地域協議会名 (担当者名・連絡先)	
補助要望期間(3年以下)	平成 年 ~ 平成 年
マイカー規制区間・期間	
代替交通による利用者の輸送量(利用者数、交通量等)	
目的(地域として目指す低炭素化のシステム)	
補助要望事業の概要	※以下の各欄に事業毎に補助対象の数量、補助対象事業者、補助相当額、年次計画等を記載すること。(数量は概数可) ※車両の導入を実施しない場合は、導入状況或いは導入予定状況を該当欄に記入すること。
低炭素化になる車両の導入(要綱第4条第1項第7号(ア))	
燃料供給設備の整備(要綱第4条第1項第7号(ア))	
充電設備の整備(要綱第4条第1項第7号(イ))	

(添付書類)

- ①協議会規約及び構成員名簿
- ②事業箇所が確認できる位置図
- ③当該地域のマイカー規制の状況が確認できる資料(パンフレット等)
- ④導入する車両・設備の概要がわかる書類(カタログ、簡単な見積もり等)

(様式2)

平成 年 月 日

環境省自然環境局長 殿

推薦者
協議会名称
代表者氏名
住所

印

マイカー規制による低炭素化促進事業推薦書

平成 年度マイカー規制による低炭素化促進事業費補助金の申請を行う対象者として、マイカー規制による低炭素化促進事業実施要領第2(3)③の規定により下記のとおり推薦します。

記

1. 事業者名及び事業内容
2. 推薦する理由
3. 当該地域におけるマイカー規制や地域協議会などとの関係について

(様式3)

平成 年 月 日
環自国第 号

地域協議会

自然環境局長

平成 年度マイカー規制による低炭素化促進事業費補助対象地域内定通知書

平成 年 月 日付けで貴協議会より申請のあった平成 年マイカー規制による低炭素化促進事業費補助金について、 地域を補助対象地域として内定したので、マイカー規制による低炭素化促進事業実施要領2(4)の規定により通知する。

記

1. 地域名：
マイカー規制区間：
2. 内容：別紙「地域事業計画」のとおり。